

平成16年2月13日

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

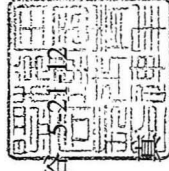
全国青年税理士連盟

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷

代々木リビン401

会長 高谷



平成16年度税制改正に対する 会長談話についてのご質問

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は全国青年税理士連盟の活動にご理解賜り誠にありがとうございます。

さて、平成16年1月29日付で「平成16年度税制改正に対して強い遺憾の意を表明する」という会長談話を発表され、その報告を同日、各税理士会会長宛に連絡されており、その文面のなかにおいて、「高度な政治的判断により、反対運動は行わない」とあります。

当連盟は、今回の税制改正におきましては、「土地建物等の譲渡損失の金額と、土地建物等の譲渡所得以外の所得との損益通算及び翌年以降の繰り越しを認めない」ことにつき、法律改正案の公表時期と適用時期（法律不遡及の原則）の問題を重大事と考え、先般、国会陳情しております。

税理士法第四十九条の十一により、日本税理士会連合会は、「租税に関する制度について建議することができるとあります。問題とされる改正案は、国土交通省からの起案と聞いておりますが、譲渡所得についての三改正案（税率引き下げ・長期譲渡所得の100万円控除の廃止・損益通算廃止）のセット論を容認せず、個々の改正案について意見すべきであると思えます。

又、法律不遡及の原則を無視した政府税制改正案に対しましては、税理士会のみが、国民納税者に代わり、唯一意見し、是正を求めることができます。

しかし、森 会長殿の高度な政治的判断により反対運動は行わないとの結論は、当連盟におきましては、どのような判断なのか全く理解し難く、納得がいきません。森 会長殿が遺憾の意を表明された相手先の明示を求めるとともに、今回、運動を断念されるに至った経緯とどのような高度な判断だったのかご質問させていただきたく、ご回答の程、宜しく願いました。

敬具

書留・配達記録郵便物受領証(乙)

(差出人の住所氏名)		〒151-0051 東京都渋谷区千駄谷5丁目21番12号 代々木リビオン401 様	
全 国 青 年 税 理 士 連 盟			
受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害要償額
日本税理士会連合会 会長 森 金次郎殿	129-36- 21866-5	540	---

ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合
に必要です。から大切に保存してください。
簡易書留の損害要償額は、8千円を限度とする実損額です。

摘要欄：カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)
の記号 ナイ(内容証明)、トク(特別差遣)、ダイ(代金引換)
シテ(引受時刻証明)、シテ(配達日指定)

337
I771111
16.02.13*12-18

郵便局